

公募型プロポーザルの実施について

千葉県ドクターヘリ運航業務委託事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和4年9月12日

君津中央病院企業団企業長 田中正

1 事業の概要

(1) 事業名称

千葉県ドクターヘリ運航業務委託

(2) 業務内容

国保直営総合病院君津中央病院を基地病院とするドクターヘリ（救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した専用のヘリコプターをいう。）の運航及び付随する管理業務。詳細は「千葉県ドクターヘリ運航業務委託仕様書」に定める。

(3) 募集者

君津中央病院企業団（以下「企業団」という。）

(4) 事業場所

千葉県木更津市桜井1010番地

国保直営総合病院君津中央病院

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（ただし、ドクターヘリの運航開始日は令和5年4月1日とする。）

(6) 提案上限額

総額 765,624千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該事業の提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 本件の公募開始の日から審査完了日までの間に、企業団、千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の指名停止措置を受けている者

カ 君津中央病院企業団契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年君津中央病院企業団

- 告示第8号)別表に規定する措置要件に該当する者
キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (2) 本事業の受託に係る航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を有していること。
 - (3) 航空運送事業の5年以上の実績を有すること。
 - (4) 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の受託実績があること。
 - (5) 本事業の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本事業の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。
 - (6) 本事業に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
 - (7) 過去3年間において、運航する事業用機において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡するに至る重大な事故を発生させていないこと。

3 手続等

(1) 募集要項等配布

ア 配布期間

令和4年9月12日(月)から令和4年9月22日(木)まで

イ 配布内容

- (ア) 千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザル提出書類様式
- (ウ) 千葉県ドクターヘリ運航業務委託仕様書
- (エ) 業務委託契約書(案)
- (オ) 君津ドクターヘリ運用要領

ウ 配布方法

君津中央病院ホームページからダウンロードすること。

URL: <http://www.hospital.kisarazu.chiba.jp>

(君津中央病院企業団>調達関連情報>令和4年度調達関連公告)

(2) 参加表明書類受付期間

令和4年9月12日(月)から令和4年10月3日(月)まで

(3) 選定手続

選定手続の詳細は「千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザル募集要項」を参照すること。

(4) 本プロポーザルに関する問合せ・受付担当部署

〒292-8535 千葉県木更津市桜井1010番地

国保直営総合病院君津中央病院 事務局庶務課

電話 0438-36-1071 FAX 0438-36-3867

※対応・受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)